

事例2

# 城北区飲食物残り物再活用事業

キム・ハクギユ（ソウル北部失業者事業団城北支部事務局長）

文化日報 2000, 11, 25 21面（社会）03版ニュース

首都圏埋立地住民対策委員会（委員長ヤンソンモ）は、ソウル市恩平区など首都圏所在11個の地方自治団体を飲食物ごみ優先搬入規制対象として選定し、12月初めから5～14日間、搬入を規制する予定だと25日明らかにした。

搬入規制対象は、ソウル市の恩平区、城東区、麻浦区、仁川市の富平南区、南東区、西区、東区、桂陽区、京畿道の始興市、議政府市など。このような搬入規制は、1日70トン以上ごみを排出したり、ごみの再活用率が25%未満と判定された自治体であるということだ。

対策委員会は、具体的な搬入規制の時期を首都圏埋め立て地管理公社と協議して決定し、搬入規制日時を自治体別に再活用率などを勘案して適用する方針である。

しかし対策委員会の選定措置などに対して、該当自治体らは客観的な基準がないと強い反発がでており、飲食物ごみの搬入規制が今後実施されるかどうかは不透明な状態である。

## 1. はじめに

政府や自治団体をはじめ、多くの人々が「飲食物の残り物」を「飲食物ごみ」と言う。しかしそれは間違いである。

わが民族は伝統的に食べ物を大切に思い、残すことを禁止してきただけでなく、不可避に残された食べ物も「飲食物残り物」と表現してきた（辞書的な意味でのごみは使えない物という意味であり、残り物というのは良い物を選び取った残り物という違いがある）。

「飲食物残り物」がそのまま捨てられた場合は環境を汚染させるごみであるが、うまく再活用したら大切な資源になる。そのことが分かっているなら「ごみ」という表現は使ってはいけない。「ごみ」という表現は、どんな手を使っても困り物を処分しようという発想の場合に似合

う言葉である。

このような細かい言葉使いから、正しい「飲食物残り物」の資源化が始まるのである。

## 2. 飲食物残り物の特性と処理方案

韓国の飲食物残り物は、食生活の特性上水分が多く、すぐに腐敗する。埋め立てた場合、汚臭はもちろん大量の汚水が流れ出し、地下水汚染など二次環境汚染を誘発する。さらに汚水を処理するためにも莫大な費用がかかる。

そのため、政府は法律で2005年から埋め立てを禁止するようにした。またそれとは別に、埋立地周辺の住民たちの反対や新しい埋立地の選定の困難といった問題から、ソウル市は2002年の末までに、飲食物残り物の全量再活用の計画を立て

るなど対策に追われている。

一方焼却する場合は、残り物の水気が多いことで(80%~85%)焼却温度が低下し、補助燃料の使用が必要となる。その結果その過程において多量のダイオキシンが発生する。

そうした中で、90年代に入ってからはいち飲食物残り物の処理方案として、堆肥や飼料による再活用(資源化)が推進されてきている。

城北区の小型飲食店の飲食物残り物は、「ドゥレ農場ソウル事業所」が収集し、ソウル近隣の高陽市、漣川郡などで全てを飼料として再活用している。飲食物残り物を飼料として使用すると、外国から輸入している高い配合飼料は少量ですみ、家畜の成長は少々遅くはなるが、代わりに肉の味は良くなるという。

### 3. 城北区の状況

11月6日に発表されたソウル市の資料によると、7月の調査当時、分別収集実施率が50%にも満たない自治区が25ヶ所の自治区の半分以上であった。その中で城北区が14%で、恩平区の10%に続き下から2番目を記録した。(ハンギョレ 2000, 11, 7 - 16面 05版ニュース)

城北区では当時、100世帯以上の共同住宅、30坪(100㎡)以上の大型飲食店、100人以上の団体給食所などから排出される飲食物残り物は、代行業者により委託処理されており、100人未満の共同住宅及び単独住宅、小型飲食店で発生する飲食物残り物は、一般従量制のごみ袋に入れられ、埋立地に捨てられている状況であった。

しかし、「ソウル北部失業事業団城北

支部」では、公共勤労民間委託事業の形で、小型飲食店240余ヶ所から1日3トン弱の飲食物残り物を分別収集していた。

### 4. ドゥレ農場ソウル事業所建設過程

98年為替危機以降、政府は「自活支援センター」を通じて、低所得失業者を対象にした特別就労事業を実施した。「大韓聖公会城北ナムの家」が運営している「城北自活支援センター」は、その年の下半期、特別就労事業として古着の再活用と共に、当時までは分別収集はされず、一般ごみと混ぜて埋め立てされていた小型飲食店の飲食物残り物の再活用を事業として実施した。

一方98年11月1日、城北や近隣の江兆、ノウオン地域の失業者は都市貧民と、長い間一緒に活動し労働者協同組合にも関心を持っていた「城北ナムの家」「蘆原ナムの家」「ドルサン教会」「弥阿宣教本堂」などの地域センターからの援助を受けて、「ソウル北部失業者事業団」(以下事業団に略称)を設立した。

「事業団」は為替危機以降、わが社会も西欧の様に高失業が定着すると判断し、そして新自由主義下の高失業社会に対する様々な方法の1つとして、新しい社会的な職場創出に注目するようになった。我々は社会的な職場の創出を現実化するための契機として、為替危機以降の失業と混乱の中で、主に国の行政自治部を中心に低所得失業者の生計対策として実施されていた公共勤労事業を活用することを考えた。

このような認識を基礎に「事業団」は、



に、自治体、協力農場（10ヶ所）で飼料として使用するようになる。

- ・ 1日平均労働時間（運転手：13h, 収集員：10h）
- ・ 現在kgあたり1180ウオンの委託処理手数料を飲食店からもらっており、農場からは手数料はもらわないが、一部の農場から車両のガソリン代として少々の金をもらっている。
- ・ 毎日6トンを集める場合、月々の売上金は総額1200万ウォンになるが、参加者人件費や費用（ガソリン代、車両維持費、消耗品費）を除くと利益はほとんどない。

## 6. 地方自治体との関係

- ・ ソウル市は、飲食物残り物を含んだ廃棄物の処理を自治区管轄に定めておいて政策提示ばかりしている。
- ・ ほとんどの自治体、失業運動または失業克服活動をしている民間団体らがこの事業に参加する意志を明らかにしたが、既存の一般ごみ処理業者や大規模処理施設を整えている専門業者たちにこの事業を委託しているのが実状である。それにもかかわらず城北区役所は、長期失業者達の職場を創出するために努力している「事業団」に対し、積極的に参加する機会を与えた。
- ・ しかし社会的に協同組合を支援できる法、制度及び政策の不足により、自治区の支援は、1トンほどの飲食物残り物を処理できる農場の紹介、食堂との委託契約時に公務員派遣すること、分別収集に消極的な食堂に対する行政指導、及び過料賦課など

の支援にとどまっている。

- ・ 事業自体、区が積極的に推進させるべき公共サービスなので、特別な変動がない限り、区と友好的で緊密な協助力下において事業を進めてゆることができるかと判断している。
- ・ しかし、ソウル市や国の環境部などの上級組織、及び中央政府において、社会的に協同組合に対する明確な認定や支援がなければ、このような事例は偶然できた特別な事になるはずであり、そうした状況では長期的に事業の安定性は保証されないかもしれない。

## 7. 「ドゥレ農場ソウル事業所」の今後の課題

- ・ 「ドゥレ農場ソウル事業所」はまだ協同組合発起集会の状態である。参加者たちに対する教育やワークショップなどを通じて、社会的な協同組合建設を行なうことが必要である。
- ・ 「ドゥレ農場ソウル事業所」は、仁川失業克服団体がつくった「ドゥレ農場」との連帯において共に活用しながら使用している会社名である。今後組合員は排他的な所有権などは行使せず、地域社会の構成員と一緒に出資し、所有、経営する自らの処理施設をつくる計画である。こうしてつくられた施設は名実共に社会的協同組合として発展するはずであり、事業自体の安定性も高まるであろう。



運動が、低所得長期失業者に生きていくことに希望を与え、その上その人たちがただ自分の生計問題を解決するだけに止まらず、オルタナティブな共同体を形成し、未来への希望を社会のすみずみに伝えてゆくことを固く信じている。

## 9 . 最後に

このレポートは、今まで公共勤労事業に参加していた30余名の地域低所得失業者と、今この時間にもつらい労働の現場にいる9名の仲間の努力で書かれたものです。

長時間の労働に疲れきって、体がくた

くたになって、本当は1日だけでも休みたいという気持ちなのに、それを抑え急ぎ足で早朝から仕事場に向かうその人たちです。

自分たちの素朴な希望を叶えるだけではなく、地域社会やその中でも特に疎外されている貧しい人々のため、自分の労働の成果を分かち合うことができることを祈りたいと思います。

またいつかこのような機会が与えられ、仲間の中から代表が出てきて、格好よくはないが元気で自信溢れる声で事例を発表できたら、もう願うことはありません。